川越市放デイ協議会 ～支援の和を広げ、地域をつなぐネットワーク～

川越市内の放課後等デイサービス事業所による、情報交換コミュニティ。
2024年度より川越市療育支援課も加わり、家庭・地域・行政をつなぐパイプ役として活動中。

私たちの目的と役割

子どもを中心とした支援の和と、地域の理解の輪を広げる運営を目指します。

行政との連携でさらなるステップアップ

2024年度より川越市療育支援課も参加し、より強固な協力体制が整いました。

3つの柱：浸透・強化・向上

放デイの浸透

横の繋がりの強化

支援力と地域連携の向上

多彩な活動実績

学びを深める勉強会と座談会

依存症対策など、現場に即したテーマを共有します。

ライトイットアップブルー

の参加や学童保育室との情報交換会を実施。

地域とつながる合同イベント

運営課題への相互サポート

行政提出書類や人材育成、パワハラ防止法など、実務的な課題も共有します。

参加案内（事業所の方へ）

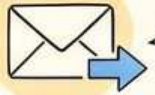

メールで簡単にお申し込み！

☑ 件名を【川越市放デイ協議会参加】とし、必要事項を添えてご連絡ください。

ゆるやかな繋がりのコミュニティ

美菜・埼玉YMCA・ハビー・はぴねすくらぶ・ハッピーテラス等が登録しています

参加申し込み時の必要事項

宛先	埼玉YMCA川越センター（kawagoe@saitamaymca.org）
件名	【川越市放デイ協議会参加】
本文必要事項	事業所名、登録者名、メールアドレス

令和8年
（2026）
12/25
施行

教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point 1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、
性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point 2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、
配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。
※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point 3

制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、
採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認
しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象	認定対象
対象事業	・学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校） ・認可保育所、認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設　など	・認可外保育施設 ・一時預かり、病児保育 ・放課後児童クラブ ・学習塾、スポーツクラブ　など
対象業務	・教員、部活動指導員 ・保育士 ・児童指導員 ・児童発達支援管理責任者　など	・保育従事者 ・子育て支援員研修等受講者 ・放課後児童支援員 ・塾講師、指導員　など

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- **安全確保措置** ・・・ 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- **犯罪事実確認** ・・・ 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- **防止措置** ・・・ 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- **情報管理措置** ・・・ 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

☑ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**

☑ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**

等の対応を、**制度開始前のいまから**事前に行っておくことが重要です。

令和7(2025)年度 → 令和8(2026)年度

- 年内～年明け：ガイドライン策定
- アカウント登録開始(予定)
- 12月：法施行

いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。

従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。

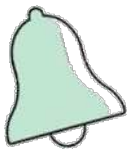

施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。

GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いすることになります。

※1 令和8(2026)年12月25日以降
※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。
※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法 検索

こどもまんなか こども家庭庁

2025年12月作成

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案　概要

（改正後の題名：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律）　〔該当条項〕

背　景

令和３年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、１８歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

基本理念の充実

○　基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔3条1項〕

○　１８歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔3条3項〕

支援対象の拡大・支援施策の充実等

1　医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大

○　医療的ケア児等（右記②・③の者）

○　重症心身障害者

を支援対象に追加〔2条3項・4項〕

【医療的ケア児等】

①　医療的ケア児

②　①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの

③　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

【重症心身障害者】重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

2　支援施策の充実

【保育・教育等】①喀痰（かくたん）吸引等を行うことができる介護従事者の配置〔9条2項・3項、10条2項〕、②社会的養護体制の拡充〔9条の2〕、③生涯学習の推進〔10条3項〕

【生活・就労等】①日常生活支援（レスパイト・通学支援等）〔11条〕、②切れ目ない医療の提供〔11条の2〕、③就労支援〔11条の3〕、④住居の確保〔11条の4〕、⑤ピアサポート〔12条2項〕

【人材確保等】①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20条〕、②医療的ケアの提供の在り方の見直し〔20条の2〕

3　医療的ケア児等支援センターの強化等〔14条〕

①　都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可

②　進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象

③　災害時への備え・対応

そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設（協議会の協議結果について尊重義務）〔18条の2〕

【その他】支援に関して講じた施策に係る公表等（国・地方公共団体）〔8条の2〕、地域格差の是正のための検証等〔22条〕

【施行】令和９年４月１日　**【見直し】**この法律の施行後３年